

主催：株式会社KACHIEL

～個人・法人で整理・理解する～
相続対策と事業承継対策としての生命保険活用術

令和2年8月27日（木）



税理士法人レディング 代表
税理士・公認会計士 木下勇人

相続・事業承継の本来的理解

相続：

1. 全ては分け方（遺産分割）の問題となる
2. 分けた先に相続税の納付問題がある
3. 遺言がなければ法定相続分、遺言があっても遺留分の問題が残る

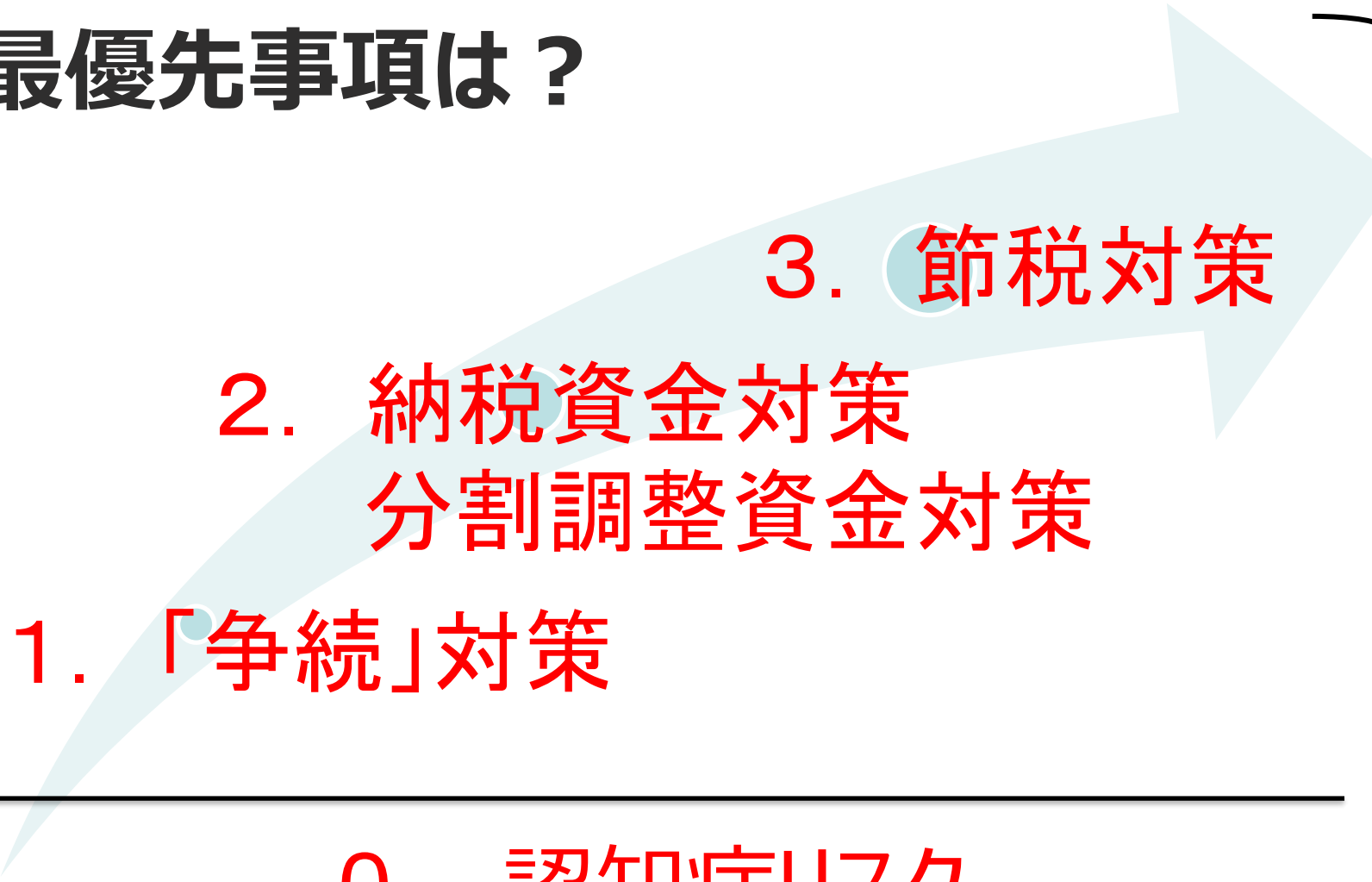
- 最後は資金確保の問題に終着する（計画的な資金確保が必要）
- 関連法人があれば、相続時にどうやって法人から資金を回収するか

事業承継：

1. 株がいくらかになっているかを把握することからスタートする（Not簿価純資産）
2. 会社の経営状態を把握する必要がある（ひと・もの・かね・情報）
3. 会社を承継させるということは、「株式の承継」「経営の承継」と理解する

- 事業承継を「株式の承継」と捉えると、「相続」は「事業承継」を包含する
- 事業承継を「経営の承継」と捉えると、ビジネスの承継となり広い概念となる

最優先事項は？

- 
1. 「争続」対策
 2. 納税資金対策
分割調整資金対策
 3. 節税対策

0. 認知症リスク

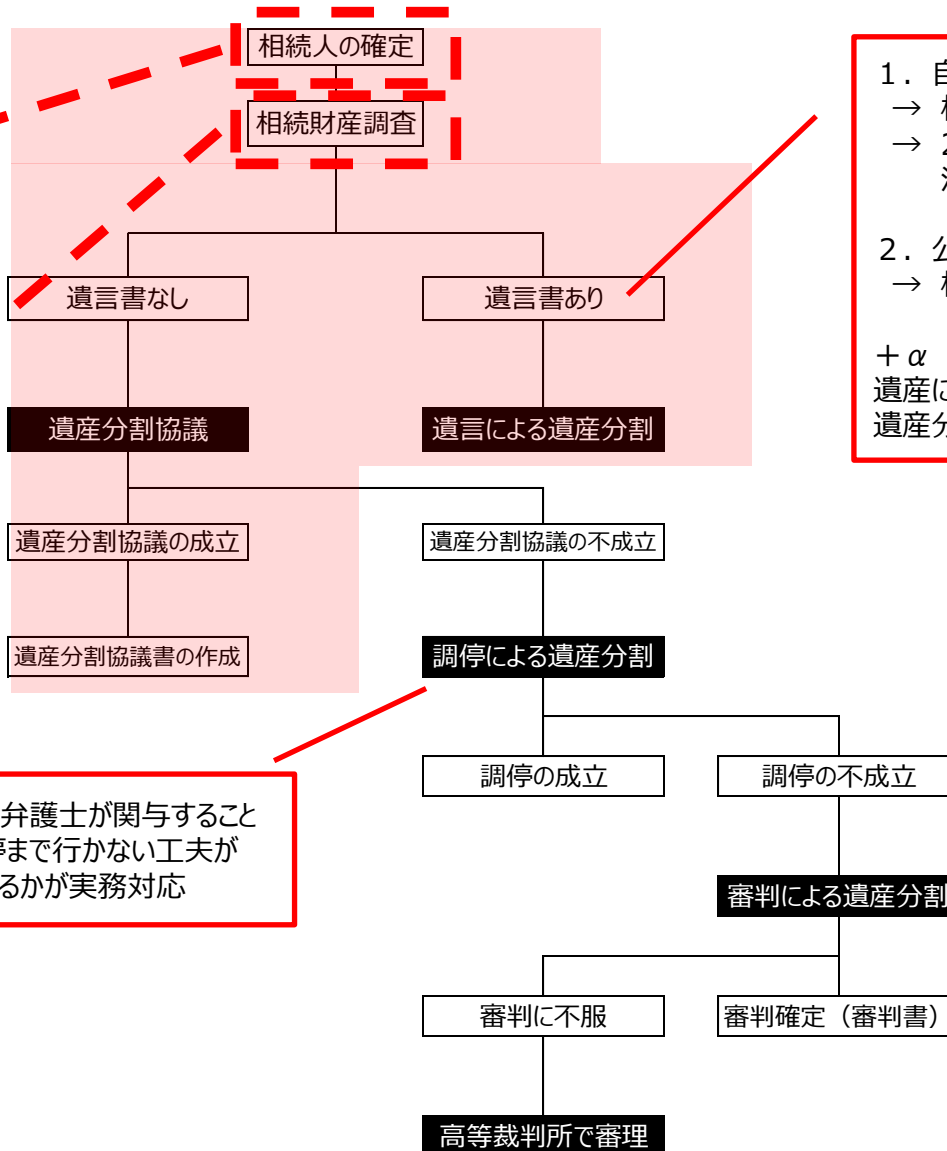
感情論

遺産分割の基本的な流れ

1. 相続発生時
→ 相続人だけの情報でも何とかなる

2. 生前対策時
→ 相続人だけでは完全に不足する

☑相続実務で最も大切なのは**分割**

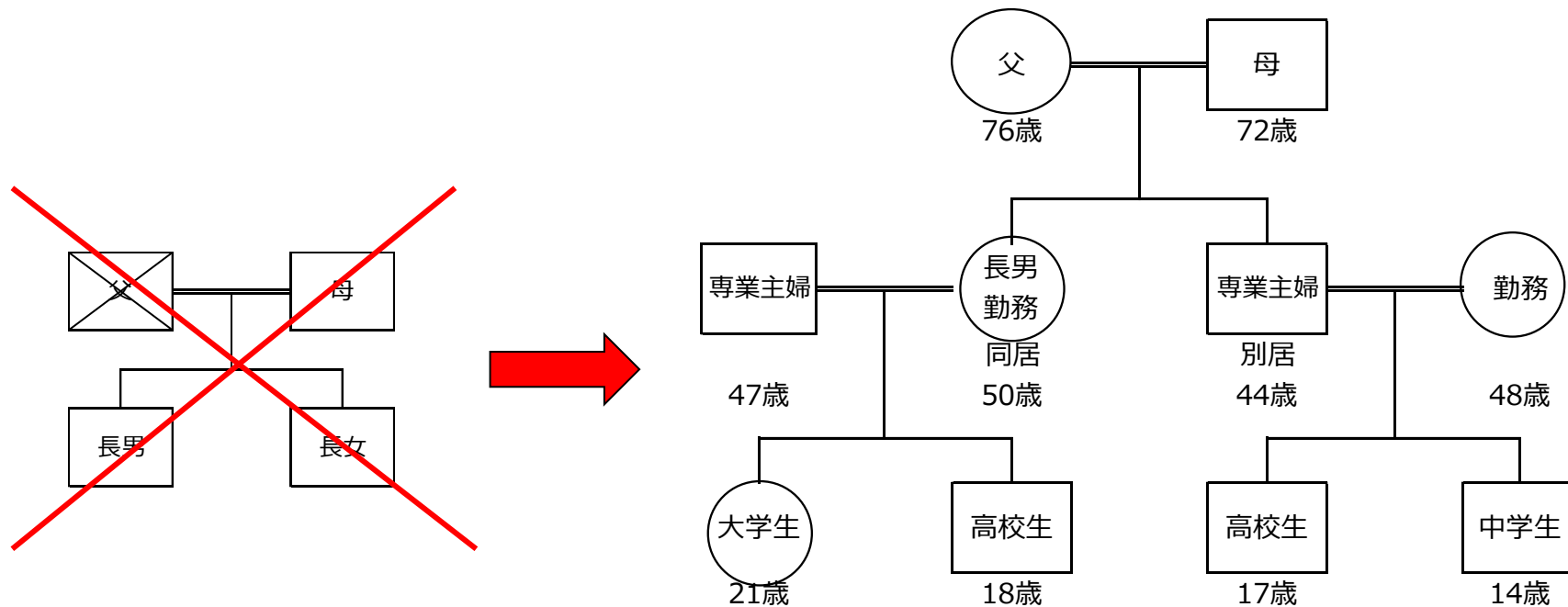


1. 自筆証書遺言
→ 検認必要
→ 2020年7月10日以降、
法務局保管の場合には不要

2. 公正証書遺言
→ 検認不要

+ α 分割方法を指定した遺言でも
遺産に漏れがあると、漏れた部分は
遺産分割協議となる

ここからは弁護士が関与することが多く、調停まで行かない工夫がどれだけできるかが実務対応



☑ ポイント

1. 子供の数
2. 資産の偏りの方向性予想
3. 誰に資金を寄せる必要があるか

B/Sで考える相続・事業承継の視点

個人（父）B/S（相続税評価額）

| | | | |
|------------|-----|------|-----|
| 現預金 | ××× | 葬式費用 | ××× |
| 上場株式等 | ××× | 基礎控除 | ××× |
| 不動産（自宅：同居） | ××× | | |
| 生命保険（死亡保険） | ××× | | |
| 自社株（60%） | ××× | | |
| 会社貸付金 | ××× | | |
| 会社建物敷地 | ××× | | |

個人（母）B/S（相続税評価額）

| | | | |
|------------|-----|------|-----|
| 現預金 | ××× | 葬式費用 | ××× |
| 上場株式等 | ××× | 基礎控除 | ××× |
| 生命保険（死亡保険） | ××× | | |
| 自社株（40%） | ××× | | |

問題点は？

個人（長男）B/S（相続税評価額）

| | | | |
|------------|-----|------|-----|
| 現預金 | ××× | 基礎控除 | ××× |
| 上場株式等 | ××× | | |
| 生命保険（死亡保険） | ××× | | |

個人（長女）B/S（相続税評価額）

| | | | |
|------------|-----|------|-----|
| 現預金 | ××× | 基礎控除 | ××× |
| 生命保険（死亡保険） | ××× | | |

| | 遺言 | 生命保険 |
|------------------------|-------|-------------|
| 受取人指定 | ○ (※) | ○ |
| 承継可能財産 | 全ての資産 | 現金 (保険金請求権) |
| 特別受益の持ち戻し (民法903) | 有 | 無 (原則) |
| 遺留分算定基礎への持ち戻し (民法1044) | | |
| 相続放棄での受領 | 不可 | 可 |

※特定遺贈に限る

■ポイント

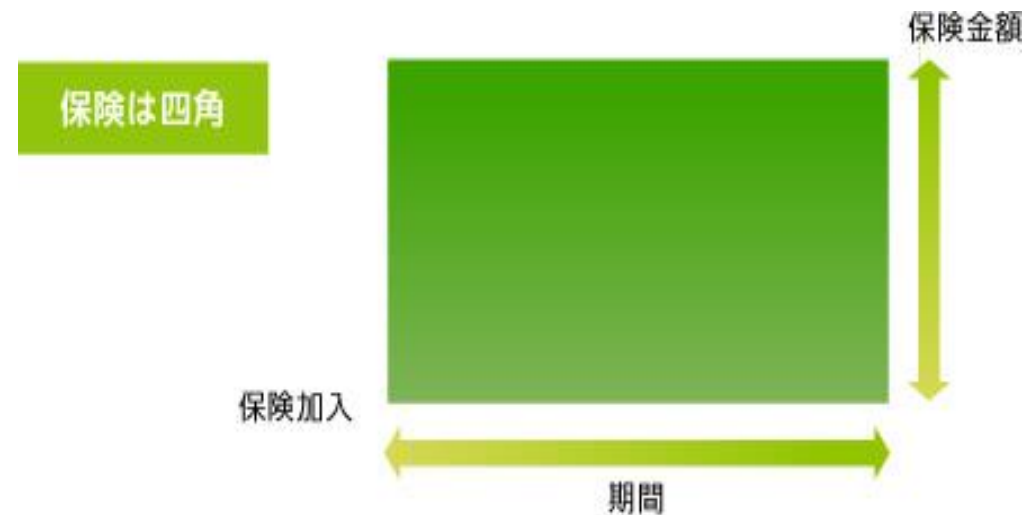
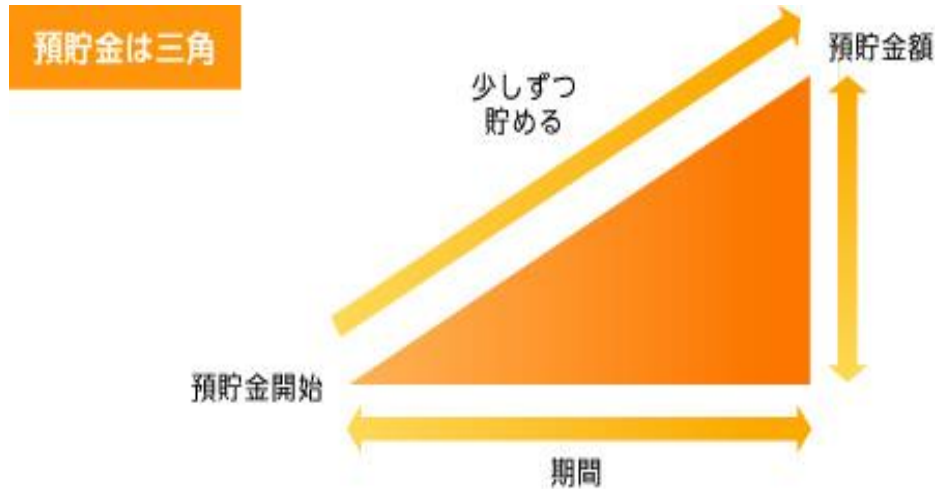
→ すべては「**受取人固有の財産**」(最判昭和40年2月2日)に起因する!

1. 特に下2つは特筆に値する機能といえます。
2. 事業承継の現場において、相続放棄 (場合によっては限定承認) の適用場面も今後は検討可能性がある。

生命保険本来の役割確認 (個人編・法人編)

☑ 格言

貯蓄（貯金）は三角、保険は四角



出典：一般社団法人生命保険協会HP

➡ レバレッジが効く！

相互扶助

Point : **レバレッジ**

一人は万人のために
万人は一人のために

死亡や病気、ケガへの備え

Point :

- ① **保障を買う！**
- ② **体況が影響を与える金融商品**

将来のための資金の備え

Point : **明確な資金用途**

- 1. 残された遺族の生活保障
- 2. 葬儀代金
- 3. 相続税の納税資金
- 4. 分割調整資金
(遺留分侵害対策含む)

1. 残された遺族の生活保障
2. 葬儀代金
3. 相続税の納税資金
4. **分割調整資金
(遺留分侵害対策含む)**

相互扶助

Point : **レバレッジ**

一人は万人のために
万人は一人のために

死亡や病気、ケガへの備え

Point :

- ① **保障を買う！**
社長の不足の事態に備える
- ② **体況が影響を与える金融商品**

将来のための資金の備え

Point : **明確な資金用途**

1. 借入金返済資金
2. 運転資金
3. 自社株対策資金
4. 相続対策資金
5. 退職金準備

1. 借入金返済資金
2. 運転資金
3. 自社株対策資金
4. 相続対策資金
5. 退職金準備（役員、従業員）

個人財産・法人財産の関連性

個人（父）B/S（相続税評価額）

| | | | |
|------------|-----|------------|-----|
| 現預金 | ××× | 借入金（賃貸紐付き） | ××× |
| 上場株式等 | ××× | 預り保証金 | ××× |
| 不動産（自宅） | ××× | 葬式費用 | ××× |
| 不動産（賃貸） | ××× | 基礎控除 | ××× |
| 生命保険（死亡保険） | ××× | | |
| 自社株（60%） | ××× | | |
| 会社貸付金 | ××× | | |
| 会社建物敷地 | ××× | | |

個人（母）B/S（相続税評価額）

| | | | |
|------------|-----|------|-----|
| 現預金 | ××× | 葬式費用 | ××× |
| 上場株式等 | ××× | 基礎控除 | ××× |
| 生命保険（死亡保険） | ××× | | |
| 自社株（40%） | ××× | | |

次世代への資産の承継方法は・・・
 贈与？
 相続？

法人B/S（相続税評価額）

| | | | |
|---------|-----|-------------|-----|
| 現預金 | ××× | 金銭債務（買掛金など） | ××× |
| その他金融資産 | ××× | 借入金（金融機関） | ××× |
| 商品、製品 | ××× | 借入金（役員） | ××× |
| 固定資産 | ××× | | |
| 建物（建附） | | | |
| 構築物等 | | | |
| 土地 | | | |
| 借地権 | | | |
| 保険積立金 | ××× | | |
| 営業権 | ××× | | |

本当に債務はこれだけ？

B/S 3類型

| 時価ベース | 相評ベース | 簿価ベース | 法人B/S | | 簿価ベース | 相評ベース | 時価ベース |
|-------|-------|-------|---------|-------------|-------|-------|-------|
| ××× | ××× | ××× | 現預金 | 金銭債務（買掛金など） | ××× | ××× | ××× |
| ××× | ××× | ××× | 金銭債権 | 未払法人税等 | ××× | ××× | ××× |
| ××× | ××× | ××× | 商品、製品 | その他流動負債 | ××× | ××× | ××× |
| ××× | ××× | ××× | その他流動資産 | 借入金（金融機関） | ××× | ××× | ××× |
| ××× | ××× | ××× | 建物（建附） | 借入金（役員） | ××× | ××× | ××× |
| ××× | ××× | ××× | 構築物等 | 退職金（従業員） | | | ××× |
| ××× | ××× | ××× | 土地 | 退職金（役員） | | | ××× |
| ××× | ××× | | 借地権 | 未払残業代 | | | ××× |
| ××× | ××× | ××× | 投資有価証券 | その他偶発債務 | | | ××× |
| ××× | ××× | ××× | 関係会社株式 | | | | |
| ××× | ××× | ××× | 保険積立金 | | | | |
| ××× | ××× | | 営業権 | | | | |
| ××× | ××× | ××× | | | ××× | ××× | ××× |

相続・事業承継実務と 生命保険活用の連携

①生命保険金の法的性格と遺産分割の可否

Q.生命保険金は受取人固有の財産とよくききますが、その根拠・留意点を教えてください。

A.生命保険金は相続財産ではなく受取人固有の財産となります（最判昭和40年2月2日）。そのため、遺産分割の対象から除外されますが、保険金受取人が指定されていなかった場合には、保険約款等の規定を確認する必要があります。

ただし、一定の場合には、特別受益の対象となる可能性があり、その場合には遺産分割において考慮される余地が残ります（最決平成16年10月29日）。

①生命保険金の法的性格と遺産分割の可否

- (1) 被相続人が、被保険者及び契約者（＝保険料負担者）であり、保険金受取人として特定の相続人（例えば、妻）が指定されている場合

生命保険金は相続財産ではなく受取人固有の財産となる（最判昭和40年2月2日）。

「保険金受取人としてその請求発生当時の相続人たるべき個人を特に指定した場合には、右請求権は、保険契約の効力発生と同時に右相続人の固有財産となり、被保険者（兼保険契約者）の遺産より離脱しているものといわねばならない。」と判示

- 生命保険金は、相続財産でなく、受取人固有の権利と判断
- 相続人が相続放棄をした場合であっても、生命保険金を取得することが可能

①生命保険金の法的性格と遺産分割の可否

(2) 被相続人が、被保険者及び契約者（＝保険料負担者）であり、保険金受取人として被保険者又はその死亡の場合はその相続人が指定されている場合

保険契約者の意思としては、被保険者が死亡した時点での相続人を受取人として指定したと解釈でき、生命保険金は受取人である相続人固有の財産となるため、各相続人が受領する生命保険金は遺産分割の対象とならない（最判昭和40年2月2日）。

各相続人は、原則として、各相続人間の相続分の割合に応じ算出された生命保険金額を受領することになる（最判平成6年7月18日）。

①生命保険金の法的性格と遺産分割の可否

(3) 被相続人が、被保険者及び契約者（＝保険料負担者）であり、保険金受取人を指定していなかった場合

保険約款等の規定に従うことになる。保険約款上、「保険金受取人の指定のないときは、保険金を被保険者の相続人に支払う。」旨の条項があれば、保険金受取人を被保険者の相続人と指定した場合（上述）と同様のため、相続人が固有の権利として生命保険金（保険金請求権）を取得したものであるとして、遺産分割の対象とはならない。

■ 特別受益の対象財産（民法903①）

1. 遺贈
2. 生前贈与
3. 婚姻等のための贈与
4. 生計の資本としての贈与
（子供が独立して別世帯を持つための不動産・営業権・農地等の贈与）

→ 「遺産」の前渡し分であるため、遺産分割や遺留分算定においては、**持ち戻す**
→ **生命保険金も特別受益財産に準じた扱いかどうか？**

特別受益・遺留分算定基礎財産への戻し（条文）

（特別受益者の相続分）

第九百三条 **共同相続人中**に、被相続人から、**遺贈**を受け、又は**婚姻**若しくは**養子縁組**のため若しくは**生計の資本**として**贈与**を受けた者があるときは、**被相続人が相続開始の時に有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし**、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

3 **被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思に従う。**

4 婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。

第千四十四条 **贈与は、相続開始前の一年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する。当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、一年前の日より前にしたものについても、同様とする。**

2 第九百四条の規定は、前項に規定する贈与の価額について準用する。

3 **相続人に対する贈与**についての第一項の規定の適用については、**同項中「一年」とあるのは「十年」と、「価額」とあるのは「価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）**」とする。

■最高裁 平成16年10月29日判決

裁判要旨

被相続人を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人とする養老保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権は、民法903条1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないが、①**保険金の額**、②**この額の遺産の総額に対する比率**、③**保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係**、④**各相続人の生活実態等の諸般の事情**を総合考慮して、**保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情**が存する場合には、同条の類推適用により、**特別受益に準じて持戻しの対象**となる。

■上記取扱い

原則 : 生命保険金は特別受益とはならない

特段の事情があれば : 生命保険金は特別受益に準じて持ち戻す

■「特段の事情」とは？

- ① **保険金の額**
- ② **保険金の遺産に総額に対する比率**
- ③ **保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係
（同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなど）**
- ④ **各相続人の生活実態等の諸般の事情を考慮**

→ **総合的に判断（全体判断）**

+ a

→ **「保険料」と「保険金」間の実質的な等価性（直接判断）**

■ 全体判断

- ① 保険金の額
- ② 保険金の遺産に総額に対する比率
$$\text{生命保険金} / \text{相続財産総額} \times 100 = 50 \sim 60\%$$
- ③ 保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係
(同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなど)
- ④ 各相続人の生活実態等の諸般の事情を考慮

■ 直接判断

「保険料」と「保険金」との間の実質的「等価性」があるかないかの判断

- 一時払い保険料 = 死亡保険金
- 月（年）支払い保険料 ≠ 死亡保険金

■最高裁 平成16年10月29日判例以降の判例

1. 東京高等裁判所 平成17年10月27日判決
→ **持ち戻しの対象とする**
2. 名古屋高等裁判所 平成18年3月27日判決
→ **持ち戻しの対象とする**
3. 東京地方裁判所 平成25年10月28日判決
→ **持ち戻しの対象としない**

相続人全員が放棄し、配偶者が受け取る生命保険金が基礎控除以上である場合

- 若くして相続が発生した場合
 - ・多額の保障（S）があった
 - ・債務超過（生命保険金除く）
 - ・自宅がない（自宅があっても手放してもよい）

- 相続税の基礎控除を超えても、
配偶者の税額軽減特例を適用することで納税なしの可能性大

相続人全員が放棄し、配偶者が受け取る生命保険金が基礎控除以上である場合

| 財産 | 評価額 | 妻 | 長男 | 次男 |
|-----------------|-------------|------------|-----------|-----------|
| 預貯金 | 2,000,000 | | | |
| 借入金 | ▲5,000,000 | | | |
| 小計 | ▲3,000,000 | | | |
| 相続放棄 → | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 死亡保険金 | 60,000,000 | 60,000,000 | | |
| 非課税枠 | | | | |
| | 60,000,000 | 60,000,000 | 0 | 0 |
| 基礎控除 | ▲48,000,000 | | | |
| | 12,000,000 | 6,000,000 | 3,000,000 | 3,000,000 |
| 相続税総額 | 1,200,000 | 600,000 | 300,000 | 300,000 |
| 各人の相続税額 | | 1,200,000 | 0 | 0 |
| 配偶者の税額軽減 | | ▲1,200,000 | 0 | 0 |
| 各人の相続税額 | | 0 | 0 | 0 |

相続人でない 相続人でない 相続人でない
相続税の納税義務者

∴遺贈により財産を取得

1. 基礎控除 (相法15②)
- 2. 生命保険金の非課税枠 (相法12①五)**
3. 死亡退職金の非課税枠 (相法12①六)
4. 債務控除 (相法13)
5. 相次相続控除 (相法20)
6. 配偶者の税額軽減特例 (相法19の2)
7. 未成年者控除 (相法19の3)
8. 障害者控除 (相法19の4)
9. 代襲相続人の孫に対する2割加算 (相法18)

相続・事業承継実務と 生命保険活用の連携

②生命保険金の非課税枠の利点と盲点

②生命保険金の非課税枠の利点と盲点

Q.被相続人が被保険者及び契約者（保険料負担者）であり、保険金受取人として特定の相続人（例えば、妻）が指定されている場合、妻が受け取る生命保険金には相続税法上の非課税枠がありますが、この考え方と具体的な活用方法を教えてください。

A.生命保険金は受取人固有の財産（Q 1 参照）であり、原則として特別受益の持戻しの対象とならず、遺産分割で考慮されることはありません。ただし、相続税法上、みなし相続財産として課税されますが、一定額までは非課税として処理されます。

この契約形態は相続実務ではよく用いられており、相続発生後に資金が必要となる相続人等へ資金を確実に運べる手法になります。生前対策において、資金が必要となる場面を具体的に描けるかがポイントになります。また、受取人が非課税となるのは、条文上「相続人」に限定されているため、節税の観点からは誰を受取人にするかを検証する必要があります。

みなし相続財産（相法3①一）

相続税法 第3条

1一 被相続人の死亡により**相続人その他**の者が**生命保険契約の保険金又は損害保険契約の保険金を取得**した場合においては、当該保険金受取人について、当該保険金のうち**被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料**で、被相続人の死亡の時までに払い込まれたものの全額に対する割合に相当する部分

| 契約者 (保険料負担者) | 被保険者 | 受取人 |
|-----------------|------|----------------|
| 被相続人 | 被相続人 | 相続人 その他 |

→ 被相続人の相続時に被相続人の「みなし相続財産」

みなし相続財産（相法3①一）

| | | | |
|--------|------|------|----------------|
| 保険料負担者 | 契約者 | 被保険者 | 受取人 |
| 被相続人 | 被相続人 | 被相続人 | 相続人 その他 |

↓ 贈与税の課税関係なし

| | | | |
|--------|---------------|------|----------------|
| 保険料負担者 | 契約者（変更後） | 被保険者 | 受取人 |
| 被相続人 | 相続人その他 | 被相続人 | 相続人 その他 |

→ 被相続人の相続時に被相続人の「みなし相続財産」

| | | | |
|--------|---------------|------|----------------|
| 保険料負担者 | 契約者 | 被保険者 | 受取人 |
| 被相続人 | 相続人その他 | 被相続人 | 相続人 その他 |

→ 被相続人の相続時に被相続人の「みなし相続財産」

【照会要旨】

生命保険契約について、契約者変更があった場合には、生命保険契約に関する権利の贈与があったものとして、その権利の価額に相当する金額について新しく契約者となった者に対し、贈与税の課税が行われることになりますか。

【回答要旨】

相続税法は、保険事故が発生した場合において、保険金受取人が保険料を負担していないときは、保険料の負担者から保険金等を相続、遺贈又は贈与により取得したものとみなす旨規定しており、保険料を負担していない保険契約者の地位は相続税等の課税上は特に財産的に意義のあるものとは考えておらず、契約者が保険料を負担している場合であっても契約者が死亡しない限り課税関係は生じないものとしています。

したがって、契約者の変更があってもその変更に対して贈与税が課せられることはありません。ただし、その契約者たる地位に基づいて保険契約を解約し、解約返戻金を取得した場合には、保険契約者はその解約返戻金相当額を保険料負担者から贈与により取得したものとみなされて贈与税が課税されます。

【関係法令通達】

相続税法第5条第2項

相続税法基本通達3-36

生命保険金の非課税枠（相法 1 2 ①五）

（相続税の非課税財産）

第十二条 次に掲げる財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

一～四 省略

五 **相続人**の取得した**第三条第一項第一号に掲げる保険金**（前号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。）については、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める金額に相当する部分

イ 第三条第一項第一号の被相続人のすべての相続人が取得した同号に掲げる保険金の合計額が五百万円に当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額（ロにおいて「保険金の非課税限度額」という。）以下である場合 当該相続人の取得した保険金の金額

ロ イに規定する合計額が当該保険金の非課税限度額を超える場合 当該保険金の非課税限度額に当該合計額のうち当該相続人の取得した保険金の合計額の占める割合を乗じて算出した金額

生命保険金（死亡保険金）（相法 1 2 ①五）

500万円 × 法定相続人の数

相続税法 第12条

次に掲げる財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない

一～四 省略

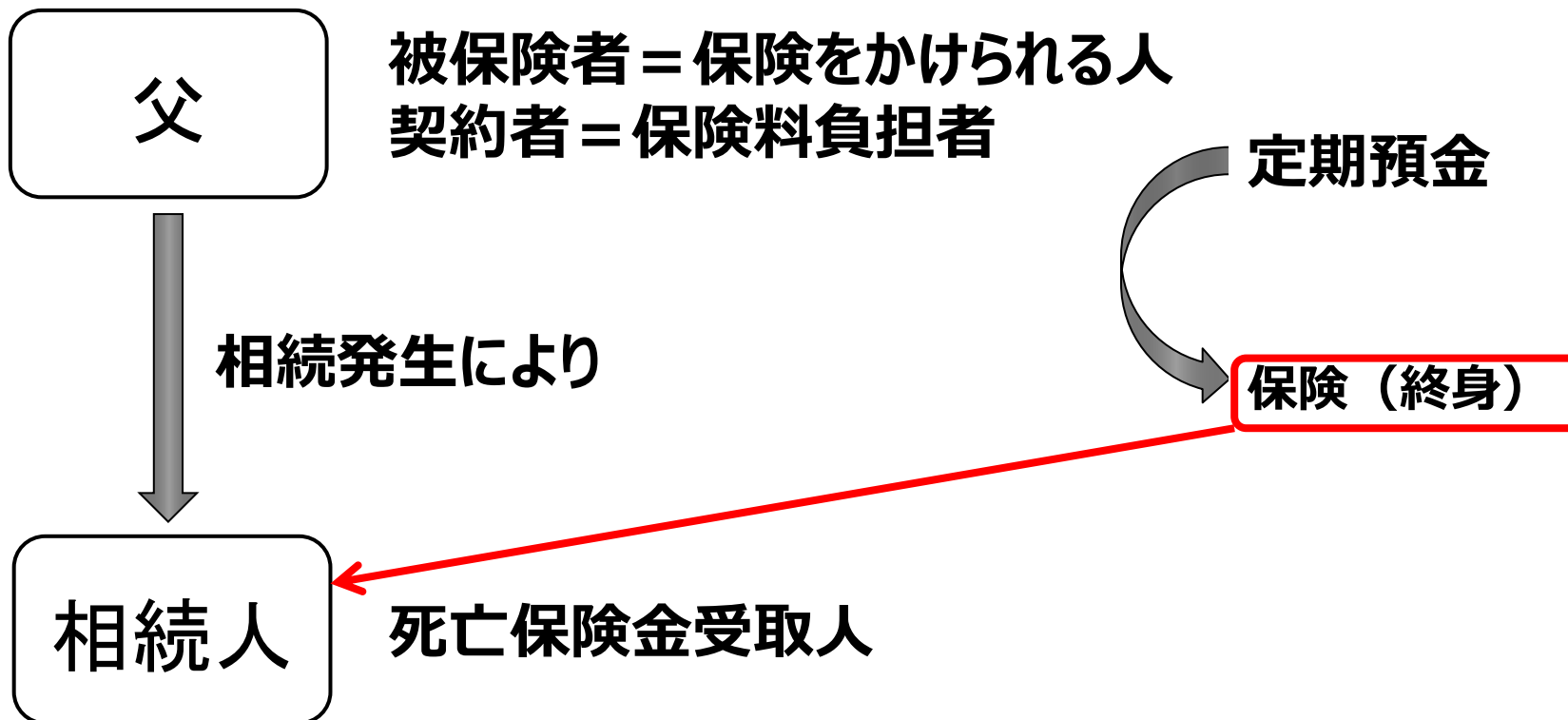
五. **相続人の取得した第3条第1項第1号に掲げる保険金**については、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める金額に相当する部分（イ・ロ略）

イ **第3条第1項第1号の被相続人のすべての相続人が取得**した同号に掲げる保険金の合計額が500万円に当該被相続人の第15条第2項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額（ロにおいて「保険金の非課税限度額」という。）以下である場合 当該相続人の取得した保険金の金額
ロ イに規定する合計額が当該保険金の非課税限度額を超える場合 当該保険金の非課税限度額に当該合計額のうち当該相続人の取得した保険金の合計額の占める割合を乗じて算出した金額

+ a（次テーマ）

相法3①三（まだ保険事故が起きていない生命保険）については、相法12のいずれにも該当しないため非課税とはならない。

終身保険を使って、非課税500万円/人を活用する！



定期預金を保険契約 (終身) へ形を変えるイメージ！

相続・事業承継実務と 生命保険活用の連携

③遺産分割と生命保険契約に関する権利

③遺産分割と生命保険契約に関する権利

Q.生命保険契約に関する権利は保険事故発生前の契約であるため、解約返戻金相当額で評価することは理解できるのですが、遺産分割の対象となるか否か、混乱することがあります。この点につき、詳細に教えてください。また、生命保険契約に関する権利を使った生命保険提案があれば教えてください。

A.生命保険契約に関する権利の評価方法は、相続開始時点における解約返戻金相当額となります（評基通214）。ただし、加減算項目がありますので、注意を要します。相続税法上、評価の対象となるのは、被相続人が保険料負担をしているものに限られます。

次に遺産分割の対象となるか否かについては、契約形態によって異なります。また、生命保険契約に関する権利を使った生命保険提案としては、二次相続における生命保険金の非課税財産の活用が考えられます。

相続税法 第3条

1

一二 省略

三 **相続開始の時**において、**まだ保険事故が発生していない**生命保険契約（解約返戻金等の支払いがない生命保険契約を除く）で**被相続人が保険料の全部又は一部を負担し、かつ、被相続人以外の者が当該生命保険契約の契約者であるもの**がある場合においては、当該生命保険契約の契約者について、当該契約に関する権利のうち**被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で、当該相続開始の時までに払い込まれたもの**の全額に対する割合に相当する部分

- 生命保険契約において保険料を支払う義務を負う者を保険契約者という（保険法2③）
- **遺産分割協議の対象外（遺産分割することなしに契約者が承継する）**
- 特別受益に該当するか、検証の必要あり

財産評価基本通達

214 相続開始の時において、まだ保険事故（共済事故を含む。この項において同じ。）が発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、**相続開始の時において当該契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金の額**（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には当該金額を減算した金額）によって評価する。

③遺産分割と生命保険契約に関する権利

| | | | |
|--------|-----|------|--------|
| 保険料負担者 | 契約者 | 被保険者 | 受取人 |
| 被相続人 | 長男 | 長男 | 長男の相続人 |

- 年払、10年のうち10年支払う
- 被相続人の相続時に被相続人の「みなし相続財産」

| | | | |
|--------|-----|------|--------|
| 保険料負担者 | 契約者 | 被保険者 | 受取人 |
| 被相続人 | 長男 | 長男 | 長男の相続人 |

- 年払、10年のうち6年支払う

| | | | |
|----------------|-----|------|--------|
| 保険料負担者 | 契約者 | 被保険者 | 受取人 |
| 被相続人 途中から長男 | 長男 | 長男 | 長男の相続人 |

- 残り4年を支払う
- 被相続人の相続時に被相続人の「みなし相続財産」(ただし、支払対応分)

③遺産分割と生命保険契約に関する権利

| | | | |
|--------|------|----------------|------|
| 保険料負担者 | 契約者 | 被保険者 | 受取人 |
| 被相続人 | 被相続人 | 相続人 その他 | 被相続人 |

- 被相続人の相続時に被相続人の「**本来財産**」
- 遺産分割協議の対象
- ただし、特別受益に該当するか検証に必要あり

財産評価基本通達

214 相続開始の時に、まだ保険事故（共済事故を含む。この項において同じ。）が発生していない生命保険契約に関する権利の価額は、**相続開始の時に、当該契約を解約した場合には支払われることとなる解約返戻金の額**（解約返戻金のほかに支払われることとなる前納保険料の金額、剰余金の分配額等がある場合にはこれらの金額を加算し、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税の額に相当する金額がある場合には当該金額を減算した金額）によって評価する。

③遺産分割と生命保険契約に関する権利

保険契約者等の異動に関する調書（相法59②）

第八号書式

| 保険契約者等の異動に関する調書 | | | | | | |
|-----------------|-------------------------------|-----------------|----------------|-----------------------|--|--|
| 新保険契約者等 | 住所 (居所) 又は 所在地 | | 氏名 又は 名称 | | | |
| 死亡した保険契約者等 | | | | | | |
| 被保険者等 | | | | | | |
| 解約返戻金相当額 | | 既払込保険料等の総額 | | 死亡した保険契約者等の 払込保険料等 | | |
| 円 | | 円 | | 円 | | |
| 評価日 | 1 保険契約者等の死亡日 2 契約者変更の効力発生日 | 保険契約者等の 死亡日 | 年 月 日 | (摘要) | | |
| 保険等の 種類 | | 契約者変更の 効力発生日 | 年 月 日 | (年 月 日提出) | | |
| 保険会社等 | 所在地 | | | | | |
| | 名称 | | 法人番号 | | | |

相続・事業承継実務と 生命保険活用の連携

④ 配偶者居住権と生命保険

④配偶者居住権と生命保険

Q. 令和2年4月1日に配偶者居住権が施行されましたが、簡単な制度概要、実務上の留意点を教えてください。また、今後の提案余地と生命保険とのかかわりについても言及してください。

A. 配偶者居住権の制度趣旨が一次相続における配偶者保護にあります。具体的には、所有権よりも低廉な居住権を確保し、生活資金の確保を可能にする制度です。そのように考えると一次相続で争う可能性が少ない場合には提案余地は少ないものと理解できます。配偶者居住権は出口（消滅）戦略を考えることが何よりも重要になりますので、詳細な検討が必要になると考えます。

また、配偶者が保険金受取人の生命保険があれば、配偶者固有の財産として生活資金確保が可能となりますので、配偶者居住権以外の制度で配偶者保護を図る可能性も検討すべきと考えます。

配偶者居住権（法務省HP）

配偶者の居住権を長期的に保護するための方策(配偶者居住権)

1. 見直しのポイント

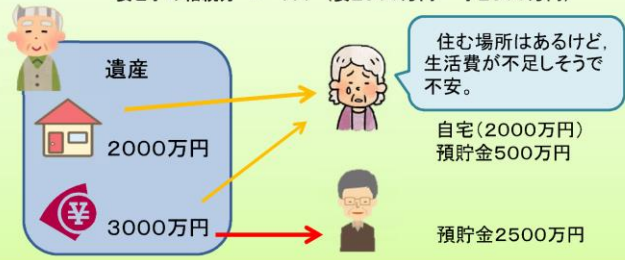
配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利(配偶者居住権)を新設する。

- ① 遺産分割における選択肢の一つとして
- ② 被相続人の遺言等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようにする。

2. 現行制度

配偶者が居住建物を取得する場合には、他の財産を受け取れなくなってしまう。

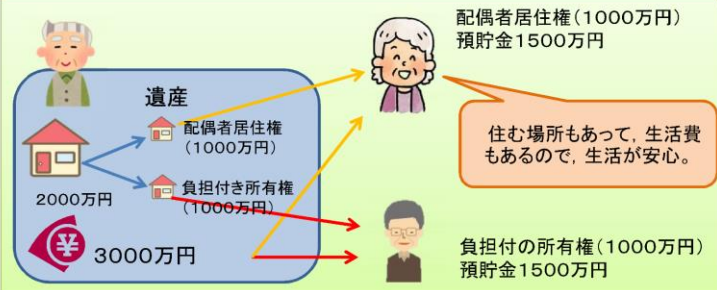
例：相続人が妻及び子。遺産が自宅(2000万円)及び預貯金(3000万円)だった場合
妻と子の相続分 = 1:1 (妻2500万円 子2500万円)



住む場所はあるけど、生活費が不足しそうで不安。
自宅(2000万円)
預貯金500万円

3. 制度導入のメリット

配偶者は自宅での居住を継続しながらその他の財産も取得できるようになる。



配偶者居住権(1000万円)
預貯金1500万円
住む場所もあって、生活費もあるので、生活が安心。
負担付の所有権(1000万円)
預貯金1500万円

配偶者居住権の価値評価について(簡易な評価方法)

簡易な評価方法の考え方

法制審議会民法(相続関係)部会において事務当局が示した考え方(注1)
※平成29年3月28日第19回部会会議資料より



(注1)相続人間で、簡易な評価方法を用いて遺産分割を行うことに合意がある場合に使うことを想定したものであるが、不動産鑑定士協会からも一定の合理性があるとの評価を得ている。
(注2)負担付所有権の価値は、建物の耐用年数、築年数、法定利率等を考慮し配偶者居住権の負担が消滅した時点の建物敷地の価値を算定した上、これを現在価値に引き直して求めることができる(負担消滅時までには所有者は利用できないので、その分の収益可能性を割り引く必要がある。)

評価の具体例

(事例)

同年齢の夫婦が35歳で自宅(木造)を新築。
妻が75歳の時に夫が死亡。
その時点での土地建物の価値4200万円(注)。

(注)東京近郊(私鉄で中心部まで約15分、駅徒歩数分)の実例(敷地面積90平米、木造2階建て、4DK+S、築40年)を参考に作成



平均余命 平成28年簡易生命表より抜粋
(単位:年)

| | 男 | 女 |
|-----|-------|-------|
| 50歳 | 32.54 | 38.21 |
| 55歳 | 28.02 | 33.53 |
| 60歳 | 23.67 | 28.91 |
| 65歳 | 19.55 | 24.38 |
| 70歳 | 15.72 | 19.98 |
| 75歳 | 12.14 | 15.76 |
| 80歳 | 8.92 | 11.82 |
| 85歳 | 6.27 | 8.39 |

終身の間(平均余命を前提に計算)の配偶者居住権を設定したものと計算(注)
この場合、配偶者居住権の価値は1500万円となり、約35パーセントにその価値を圧縮することができる。

(注)この事例では、配偶者居住権消滅時の建物の価値が0円となるため、土地の価格(4200万円)を法定利率年3%で15年分割り戻したものの。

C f 配偶者短期居住権 (法務省HP)

配偶者の居住権を短期的に保護するための方策 (配偶者短期居住権)

1. 見直しのポイント

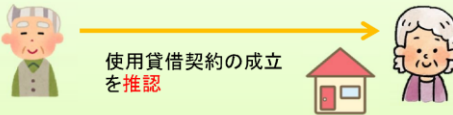
配偶者は、相続開始時に被相続人の建物(居住建物)に無償で住んでいた場合には、以下の期間、**居住建物を無償で使用する権利**(配偶者短期居住権)を取得する。

- ① 配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、居住建物の帰属が確定する日までの間(ただし、最低6か月間は保障)
- ② 居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄をした場合には居住建物の所有者から消滅請求を受けてから6か月

2. 現行制度

最判平成8年12月17日の判例法理

配偶者が、相続開始時に被相続人の建物に居住していた場合には、原則として、被相続人と相続人との間で使用貸借契約が成立していたと推認する。



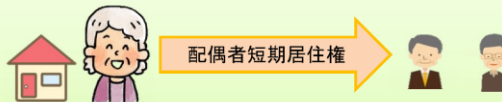
判例法理では、配偶者の保護に欠ける場合がある。



- ・ 第三者に居住建物が遺贈されてしまった場合
- ・ 被相続人が反対の意思表示した場合
→ 使用貸借が推認されず、居住が保護されない。

3. 制度導入のメリット

被相続人の建物に居住していた場合には被相続人の意思にかかわらず保護



被相続人が居住建物を遺贈した場合や、反対の意思表示した場合であっても、配偶者の居住を保護することができる。

他に、常に最低6か月間は配偶者の居住が保護されるというメリットもある。

配偶者居住権を取得すると・・・

原則

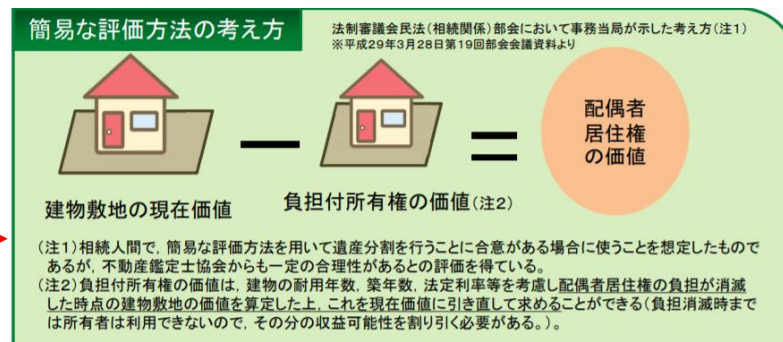
配偶者居住権の**財産的価値**に相当する金額を相続（具体的相続分により取得）したことになる

例外

特別受益の持戻し免除の意思表示の推定
 →①遺贈or死因贈与による設定であって、②婚姻期間が20年以上の場合、特別受益の持戻しを適用しない

<配偶者居住権の評価方法> ※法定されているわけではない

- ① 中間試案補足説明11項で示された方法
- ② 部会資料14・3項で示された方法
- ③ 不動産鑑定士協会連合会の提案した方法
- ④ 配偶者居住権の簡易な評価方法
- ⑤ **相続税評価（相続税法23条の2）による**



(2) 財産評価

上記(1)の配偶者居住権については、取得した相続財産の分割行為である遺産分割等により定められ、具体的相続分を構成することから、相続により取得した財産として相続税の課税対象になります。その場合の財産評価については、下記の理由から相続税法第22条の「時価」によるのではなく、相続税法で別途評価方法を規定することとされました(相法23の2)。

① 法定評価とされた理由

相続税法は、相続税・贈与税における財産の評価額について、原則として、財産を取得した時における「時価」によることのみを定め(相法22)、具体的な評価方法については解釈に委ねています(実務上は、専ら国税庁が定める「財産評価基本通達」により評価されています。)。ただし、地上権、定期金に関する権利等の一部の財産については、時価を把握することが困難である等の理由により、解釈に委ねるのではなく、相続税法に具体的な評価方法が法定されています。

配偶者居住権は、従前から居住していた建物を無償で使用・収益することができる権利であり、遺産分割においては具体的相続分を構成することから、一定の財産的価値を有しているものと考えられます。今般の相続税法の改正では、この配偶者居住権の評価について、原則的な「時価」による評価ではなく、

地上権等と同様に評価方法を法定することとされました。その主な理由は次のとおりです。

イ 相続税法の「時価」とは、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額、すなわち、客観的な交換価値をいうものと解されており、取引可能な財産を前提としているが、配偶者居住権は譲渡することが禁止されているため、この「時価」の解釈を前提とする限り、解釈に委ねるには馴染まないと考えられること。

ロ まだ制度が開始しておらず、配偶者居住権の評価額について解釈が確立されているとは言えない現状において解釈に委ねると、どのように評価すれば良いのか納税者が判断するのは困難であると考えられ、また、納税者によって評価方法が区々となり、課税の公平性が確保できなくなるおそれがあること。

ハ 配偶者の余命年数を大幅に超える存続期間を設定して配偶者居住権を過大に評価し、相続税の配偶者に対する税額軽減の適用を受ける等の租税回避的な行為を防止するためには、法令の定めによることが適切であると考えられること。

また、下記③のとおり、配偶者居住権のほか、配偶者居住権の目的となっている建物の所有権、配偶者居住権に基づく敷地の使用権及びその敷地の所有権等についても評価方法が法定されました。このうち、建物の所有権及び敷地の所有権等は、配偶者居住権そのものとは異なり取引可能な財産ですが、上記ロやハと同様の理由により法定評価とされています。

なお、遺産分割等においては、相続税法の法定評価によらず、例えば相続人間で合意した価額で配偶者居住権を設定することも当然ながら可能ですが、相続税の計算においては、法定評価を用いて評価しなければならず、他の評価方法で申告することは認められません。

② 評価方法の基本的な考え方

配偶者居住権を取得した配偶者は、その存続期間中、従前から居住していた建物を無償で使用・収益することができます。これをその建物を取得した相続人の側から見れば、配偶者居住権が存続する期間中は配偶者による無償の使用・収益を受忍する負担を負い、存続期間満了時点でその建物が自由な使用・収益が可能な完全な所有権に復帰することになります。

この点に着目し、まず、存続期間満了時点における建物所有権の価額を算定し、これを一定の割引率により現在価値に割り戻すことにより、相続開始時点における（配偶者居住権付の）建物所有権の評価額を算定します。そして、この価額を配偶者居住権が設定されなかったものとした場合の相続開始時点における建物所有権の評価額から控除することにより、間接的に配偶者居住権を評価することとされました（配偶者居住権に基づく敷地の使用権についても同様です）。

ところで、配偶者居住権は建物を無償で使用・収益する権利であり、配偶者は、建物の賃料に相当する額の利益を受けることになるという点に着目し、配偶者居住権が存続する期間中に受ける賃料相当額の総額を配偶者居住権の評価額とするというアプローチも考えられます。

しかしながら、建物の賃料は所在場所やその構造等によって様々であり、納税者が適正な賃料を算定することは一般に困難を伴うと考えられ、申告納税制度の下では、簡便性を欠くこととなります。そのため、このような賃料をベースとした評価方法は採用されませんでした。

☑ 権利帰属において、賃料も配偶者に帰属することから、賃料相当額ベースのアプローチの余地があったが、採用されなかった。

(∵ 納税者による適正賃料の算定が困難なため)

財産評価の考え方 (財務省 新旧対照表より)

(配偶者居住権等の評価)

第二十三条の二 配偶者居住権の価額は、第一号に掲げる価額から同号に掲げる価額に第二号に掲げる数及び第三号に掲げる割合を乗じて得た金額を控除した残額とする。

一 当該配偶者居住権の目的となっている建物の相続開始の時ににおける当該配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価（当該建物の一部が賃貸の用に供されている場合又は被相続人が当該相続開始の直前において当該建物をその配偶者と共有していた場合には、当該建物のうち当該賃貸の用に供されていない部分又は当該被相続人の持分の割合に応ずる部分の価額として政令で定めるところにより計算した金額）

二 当該配偶者居住権が設定された時におけるイに掲げる年数をロに掲げる年数で除して得た数（イ又はロに掲げる年数が零以下である場合には、零）

イ 当該配偶者居住権の目的となつて建物の耐用年数（所得税法の規定に基づいて定められている耐用年数に準ずるものとして政令で定める年数をいう。ロにおいて同じ。）から建築後の経過年数（六月以上の端数は一年とし、六月に満たない端数は切り捨てる。ロにおいて同じ。）及び当該配偶者居住権の存続年数（当該配偶者居住権が存続する年数として政令で定める年数をいう。次号において同じ。）を控除した年数

ロ イの建物の耐用年数から建築後の経過年数を控除した年数

三 当該配偶者居住権が設定された時における当該配偶者居住権の存続年数に応じ、法定利率による複利の計算で現価を算出するための割合として財務省令で定めるもの

2| 配偶者居住権の目的となつて建物の価額は、当該建物の相続開始の時における当該配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価から前項の規定により計算した当該配偶者居住権の価額を控除した残額とする。

3| 配偶者居住権の目的となつて建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において同じ。）を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価額は、第一号に掲げる価額から第二号に掲げる金額を控除した残額とする。

一 当該土地の相続開始の時ににおける当該配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価（当該建物の一部が賃貸の用に供されている場合又は被相続人が当該相続開始の直前において当該土地を他の者と共有し、若しくは当該建物をその配偶者と共有していた場合には、当該建物のうち当該賃貸の用に供されていない部分に応ずる部分又は当該被相続人の持分の割合に応ずる部分の価額として政令で定めるところにより計算した金額）

二 前号に掲げる価額に第一項第三号に掲げる割合を乗じて得た金額

4| 配偶者居住権の目的となつて建物の敷地の用に供される土地の価額は、当該土地の相続開始の時ににおける当該配偶者居住権が設定されていないものとした場合の時価から前項の規定により計算した権利の価額を控除した残額とする。

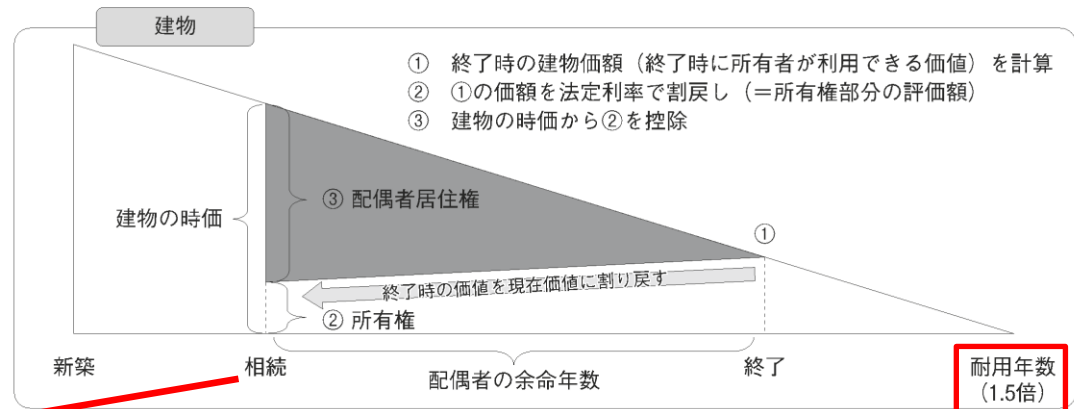
■ 配偶者居住権の評価

具体的には、次の算式により算出します (相法23の2①)。ただし、分数の項の分母又は分子が0以下となる場合には、分数の項を0とします (結果的に居住建物の時価と一致することになります)。

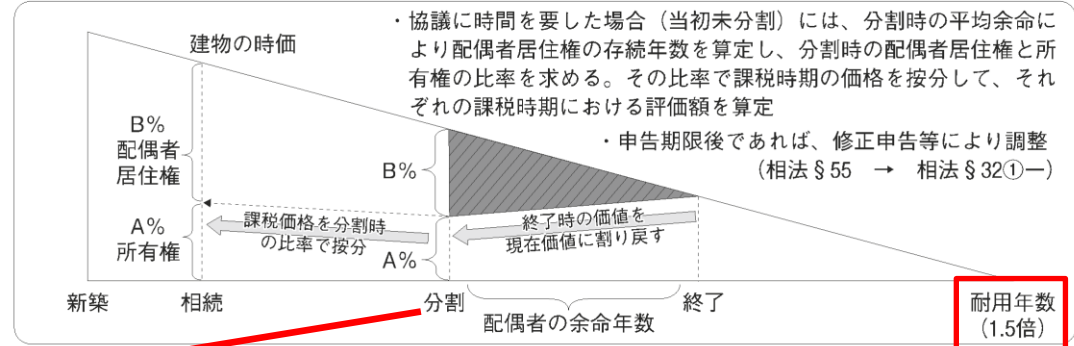
《算式》

$$\frac{\text{居住建物の時価} - \frac{\text{居住建物の時価} \times (\text{耐用年数} - \text{経過年数})}{\text{耐用年数}}}{\text{耐用年数} - \text{経過年数}} \times \frac{\text{存続年数}}{\text{存続年数}} \times \text{法定利率による複利現価率}$$

配偶者居住権等の評価の考え方



分割時期のズレへの対応



相続の時
相基通
23の2-2(2)

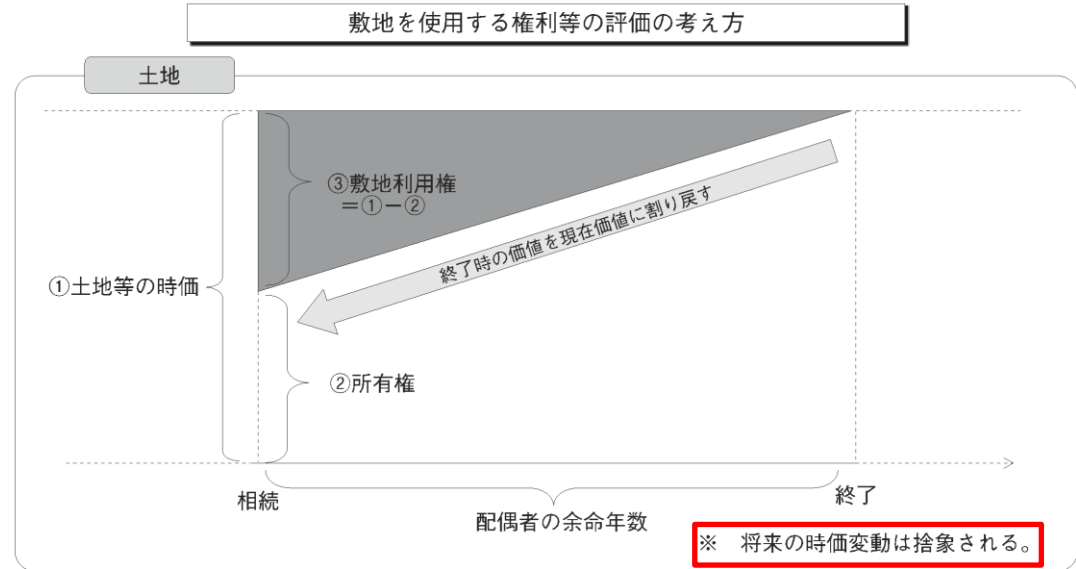
分割の時
相基通
23の2-2(1)

■ 配偶者居住権に基づく敷地利用権の評価

具体的には、次の算式により算出します
(相法23の2③)。
《算式》

$$\text{土地等の時価} - \text{土地等の時価} \times \frac{\text{存続年数に応じた法定利率による複利現価率}}{\text{存続年数}}$$

→ 小規模宅地等の特例適用へ
(次頁参照)



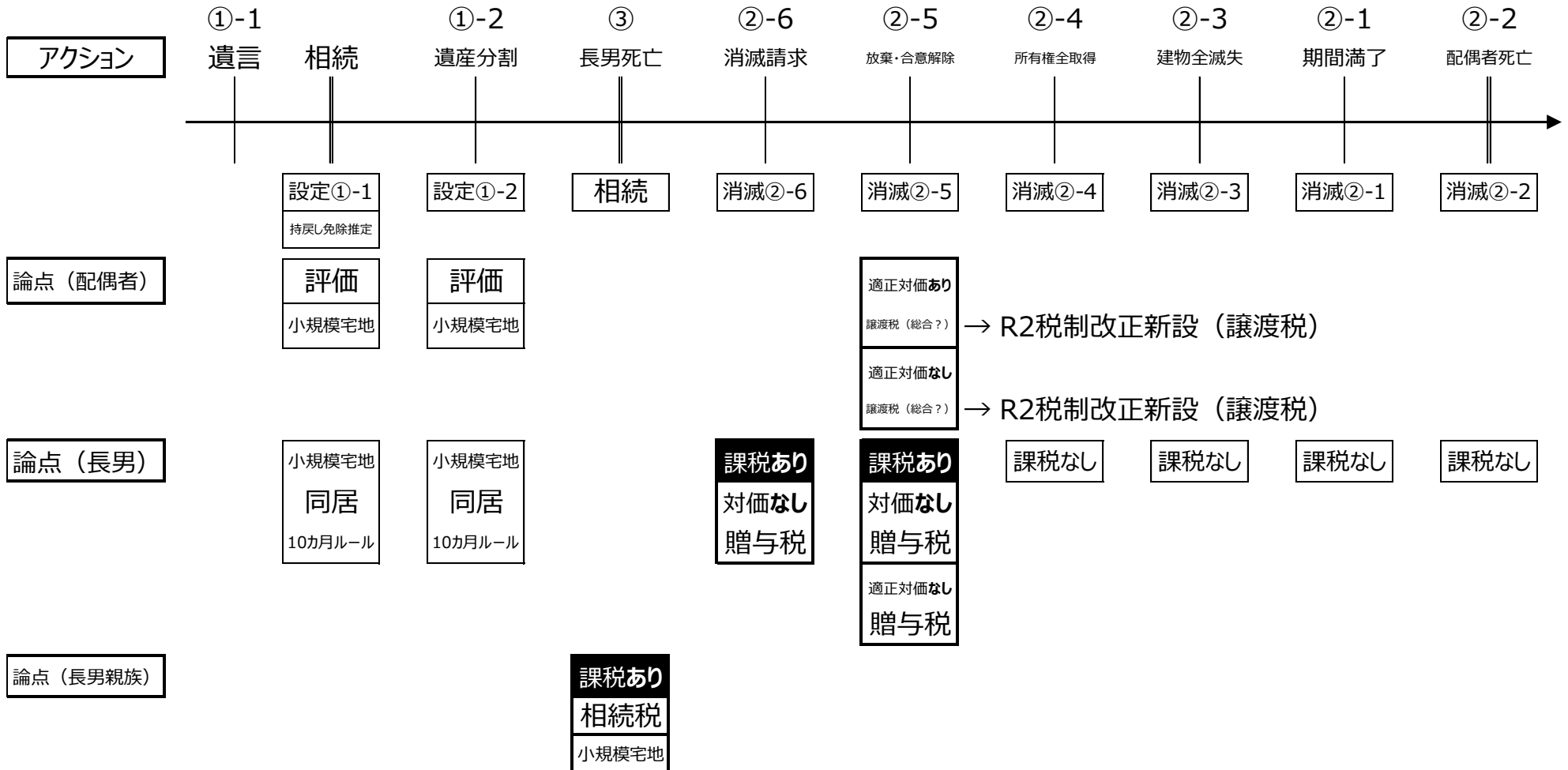
■ 負担付き建物、土地等の評価

負担付き建物 = 建物時価 - 配偶者居住権

負担付き土地 = 土地時価 - 配偶者居住権に基づく敷地利用権

→ 子が同居していれば、負担付き土地につき、小規模宅地等の特例適用へ (次頁)

税務論点まとめ①



① 関係者が死亡した場合 (二次相続)

イ 配偶者が死亡した場合

配偶者が死亡した場合には、民法の規定により配偶者居住権が消滅することとなります。この場合、居住建物の所有者はその居住建物について使用収益ができることとなりますが、民法の規定により(予定どおり)配偶者居住権が消滅するものであり、配偶者から居住建物の所有者に相続を原因として移転する財産はありませんので、相続税の課税関係は生じません(配偶者居住権の存続期間が終身ではなく、例えば10年といった有期で設定されて存続期間が満了した場合も、同様に贈与税の課税関係は生じません)。

これについては、居住建物の所有者が使用収益することが可能となったことを利益と捉え、その居住建物の所有者に対してみなし課税をするという考え方もありますが、このように配偶者の生存中存続し、死亡に伴い消滅するという権利関係が生じるのは民法に定められた配偶者居住権の意義そのものに由来するものであることや、居住建物の所有者は配偶者居住権の存続期間中は

自らの使用収益が制約されるという負担を負っていること、上記(2)③の評価方法の考え方からすれば、その負担は存続期間にわたって逡減するものであり、配偶者の死亡時にまとめて解消されるのではないことを踏まえれば、課税の公平上問題があるとも言えないことから、みなし課税をする必要はないと考えられます。

(注) 下記②の場合と異なり、配偶者は、その死亡による配偶者居住権の消滅の時に、当初設定した配偶者居住権に基づき建物の使用収益の完了に至ることから、移転し得る経済的価値は存在しないと考えられ、相続税法第9条の規定の適用もないと考えられます。

- ☑ 配偶者死亡
 - ☑ 期間満了
 - ☑ 居住建物の全部滅失
- 上記を原因とする配偶者居住権の消滅の場合、「みなし贈与課税はない」とされています。

なお、上記(2)③イ(ニ)のとおり、配偶者居住権の評価に用いる存続年数は原則として平均余命によることとされていますが、実際には、配偶者は相続税の課税時期における平均余命より早く亡くなる場合もあれば、それより長く生存される場合もあります。この場合、課税時期に想定された平均余命による評価額と実際の死亡時期を用いた事後的な評価額とは結果的に差を生じることとなりますが、平均余命による評価は、課税時期における最も合理的な評価方法であると考えられることから、この差を生じたことに伴い事後的に税額を調整する必要はないものと考えられます。この点は、同じく平均余命によっている相続税法第24条の定期金に関する権利の評価においても同様となっています。

ロ 配偶者より先に所有者が死亡した場合

配偶者より先に居住建物の所有者が死亡した場合には、居住建物の所有権部分について所有者の相続人に相続税が課されます。この場合、配偶者居住権は存続中ですので、所有者の相続開始時において上記(2)③ロの所有権部分と同様に評価することが考えられます（居住建物の敷地についても同様です。）。

なお、居住建物の所有者から所有権部分の贈与があった場合も同様に贈与税が課税され、その課税価格は贈与時点における居住建物の評価額から配偶者居住権部分の評価額を控除した金額とすることが考えられます。

■ 租税回避目的か否か？

親族構成：被相続人、妻、長男（3人同居）

☑被相続人所有財産

1. 預金2,000万円
2. 自宅5,000万円（建物1,000万円＋土地4,000万円（300㎡））

☑遺産分割

一次相続：

- (1) 妻 預金2,000万円
配偶者居住権（400万円）およびその敷地利用権（1,600万円）
→ さらに敷地利用権に小規模宅地等の特例適用（▲1,280万円）
⇒ 基礎控除以下のため、課税なし（＋配偶者の税額軽減特例）
- (2) 長男 負担付き建物（600万円）およびその敷地（2,400万円）
→ さらに敷地に小規模宅地等の特例適用（▲1,920万円）
⇒ 基礎控除以下のため、課税なし

二次相続：父相続から1年後に死亡と仮定

- (1) 長男 課税なし（結果、二次相続にて節税の余地あり）
→ 配偶者死亡により、配偶者居住権および敷地利用権（仮1,900万円）が消滅
→ 長男へ相続税の課税なし

■ 小規模宅地等の特例関係

③ 配偶者居住権の創設に伴う所要の措置

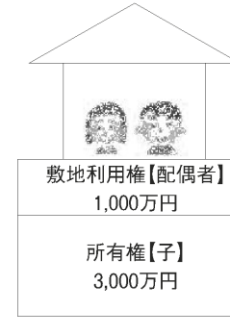
民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成30年法律第72号）により、配偶者の居住権保護のための方策として、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象に、終身又は一定期間、配偶者にその使用又は収益を認めることを内容とする法定の権利が新設され、遺産分割における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権を取得させることができることとするほか、被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようになりました。この配偶者居住権は、借家権類似の建物に

ついての権利とされていることから、配偶者居住権自体が小規模宅地特例の対象となることはありません。他方、配偶者居住権に付随するその目的となっている建物の敷地を利用する権利（敷地利用権）については、「土地の上に存する権利」に該当するので、小規模宅地特例の対象となります。なお、小規模宅地特例を受けるものとしてその全部又は一部の選択をしようとする宅地等が配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等又は配偶者居住権に基づく敷地利用権の全部又は一部である場合には、その宅地等の面積は、その面積に、それぞれその敷地の用に供される宅地等の価額又はその敷地利用権の価額がこれらの価額の合計額のうちを占める割合を乗じて得た面積であるものとみなして計算をし、限度面積要件を判定します（措令40の2⑥）。

配偶者居住権が設定されている場合における小規模宅地等の面積調整

【例】

- 土地：更地の相続税評価額 4,000万円 面積 200㎡
- 子が土地・建物を相続
- 建物に配偶者と子が居住



面積調整

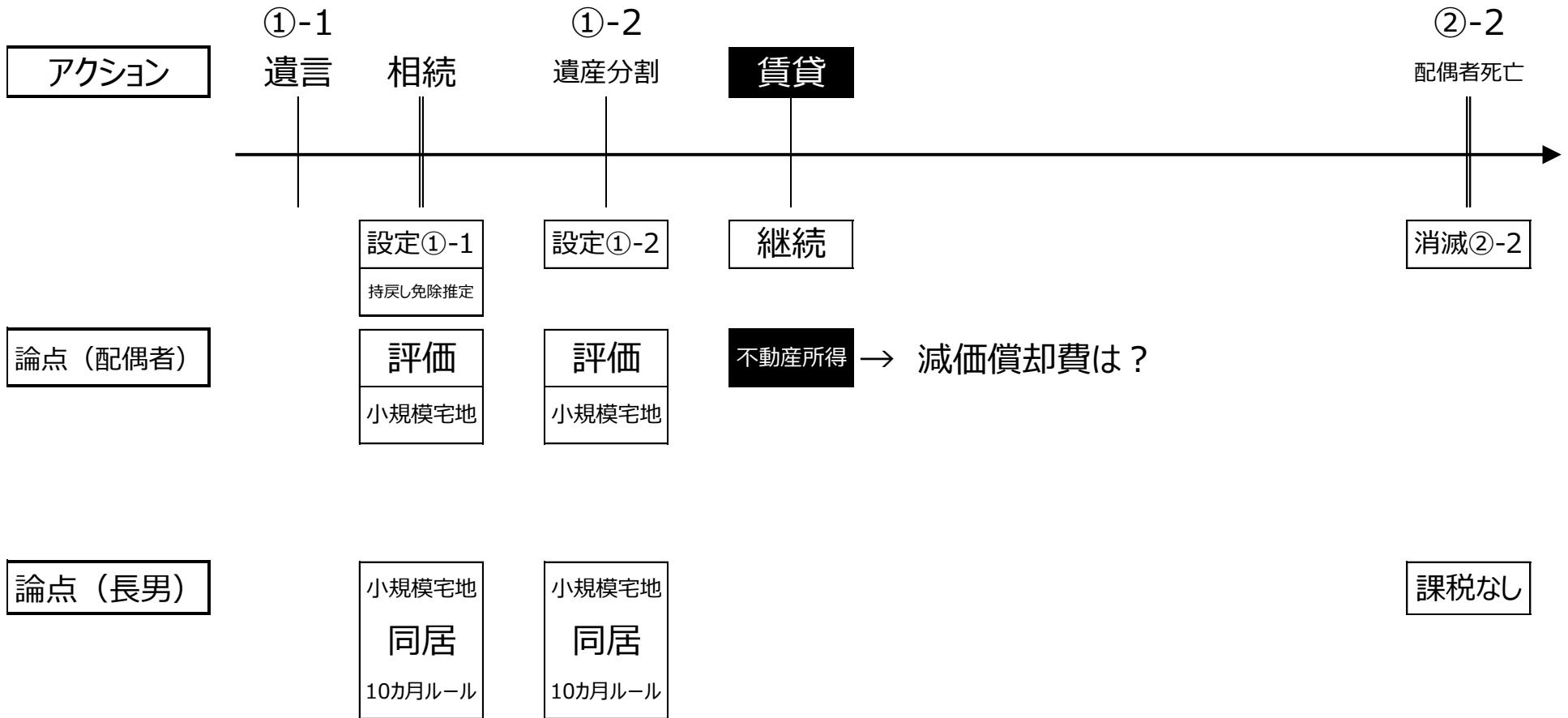
$$200\text{㎡} \times 1,000\text{万円} / 4,000\text{万円} = 50\text{㎡}$$

$$+$$

$$200\text{㎡} \times 3,000\text{万円} / 4,000\text{万円} = 150\text{㎡}$$

$$200\text{㎡} < 330\text{㎡}$$

⇒居住用の限度面積を満たす



条文確認（民法）

（特別受益者の相続分）

第九百三条 共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、被相続人が相続開始の時に有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、第九百条から第九百二条までの規定により算定した相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする。

2 遺贈又は贈与の価額が、相続分の価額に等しく、又はこれを超えるときは、受遺者又は受贈者は、その相続分を受けることができない。

3 被相続人が前二項の規定と異なった意思を表示したときは、その意思に従う。

4 婚姻期間が二十年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について第一項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する。

- ☑ 遺言作成時に出口を考えているか？
 - 複数の出口に対応可能か否か？
 - 配偶者死亡がシンプルであるが、老人ホーム入居する場合の対応は？
 - 放棄・合意解除の際についての対価の有無（法律上の整理は？）
総合課税（税務通信No3604）の方向性であるため、
譲渡所得の特例（3,000万円控除など）は適用なしと推測
 - 建替えを検討できるか？
 - 後妻 VS 前妻の子 この場合にどう処理するか？
 - 遺言作成から相続発生まで長期間の場合の問題点（気持ちの変化、法定利率の変化等）
 - 賃貸に供する場合、不動産所得における減価償却費の取扱いは？

- ☑ 遺産分割時における出口想定も上記と同様
 - + α 後妻 VS 前妻の子 の場合、話し合いがうまくまとまるか？

- ☑ 既に家族信託契約締結している場合の取扱いは？

- ☑ 配偶者居住権付き建物売却に関する実際の決済方法はどうか？

相続・事業承継実務と 生命保険活用の連携

⑤金庫株と生命保険

⑤金庫株と生命保険

Q.相続発生後の金庫株活用スキームの話をよく聞きますが、税理士として注意すべき実務上の留意点と生命保険の活用法を教えてください。

A.相続税の納税資金確保のみならず、他の共同相続人がいる場合の分割調整資金確保を目的に実行されます。相続発生まで変動する自社の継続的モニタリングを実行し、実行時の必要資金額の把握に務めてください。また、税務論点ばかりが注視されますが、法務論点を確実に認識し、弁護士と連携することが求められます。

■ 長男は自社株のみ相続した場合

| 株主 | 相続発生前 | | 大会社（類似100%） | |
|----|---------|-------|-------------|---------------|
| | 持株数 | 議決権割合 | @株価 | 相続税評価額 |
| 父 | 80,000 | 80% | 1,500 | 120,000,000 ※ |
| 母 | 20,000 | 20% | 1,500 | 30,000,000 |
| 長男 | 0 | 0% | | |
| 合計 | 100,000 | 100% | 1,500 | 150,000,000 |

※ 長男相続による納税資金（相続税の実効税率を30%とする）

→ 長男は自社株取得に対して、相続税納税資金は3,600万円必要となる

→ 父が保有していた自社株8万株の取得費は800万円

■ 金庫株は何株実行すればよいか？

| | @株価 |
|------------------|---------|
| 類似業種比準株価 | 1,500 |
| 純資産株価 | 5,000 |
| 時価純資産株価 | 7,000 ※ |
| 所基通59-6に基づく小会社方式 | 4,036 |

※ 土地等の時価評価置換 & 法人税等相当額の控除なし

■ 7,000株を@7,000円で金庫株実行

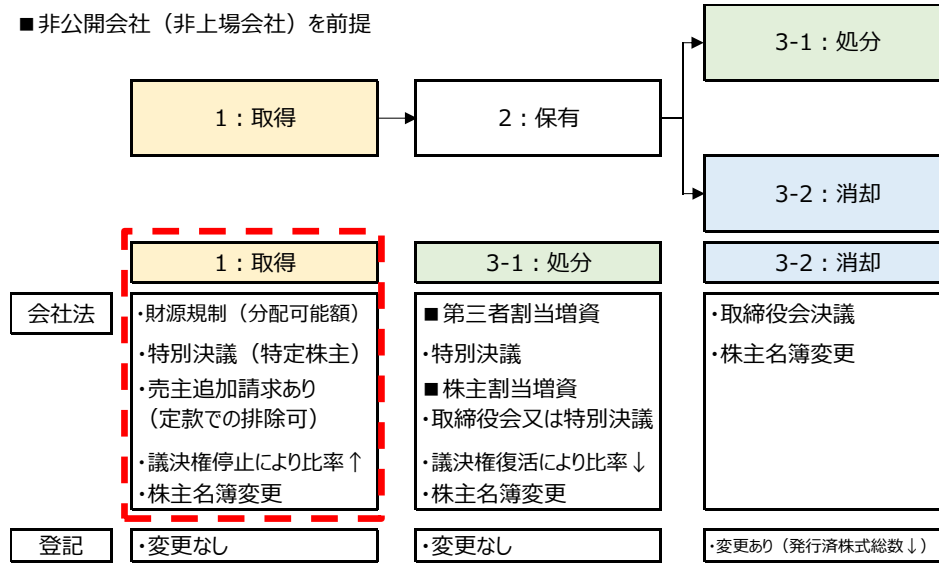
| 相続開始の翌日から3年10カ月以内 | | 相続開始の翌日から3年10カ月超 | |
|-------------------|------------|------------------|------------|
| 売却価額 | 49,000,000 | 売却価額 | 49,000,000 |
| 原始取得費 | 700,000 | 原始取得費 | 700,000 |
| 取得費加算 | 3,150,000 | | |
| 譲渡所得 | 45,150,000 | 配当所得 | 48,300,000 |
| 譲渡所得税20% | 9,030,000 | 総合課税40% | 19,320,000 |
| 手取り額 | 36,120,000 | 手取り額 | 28,980,000 |

▲7,140,000

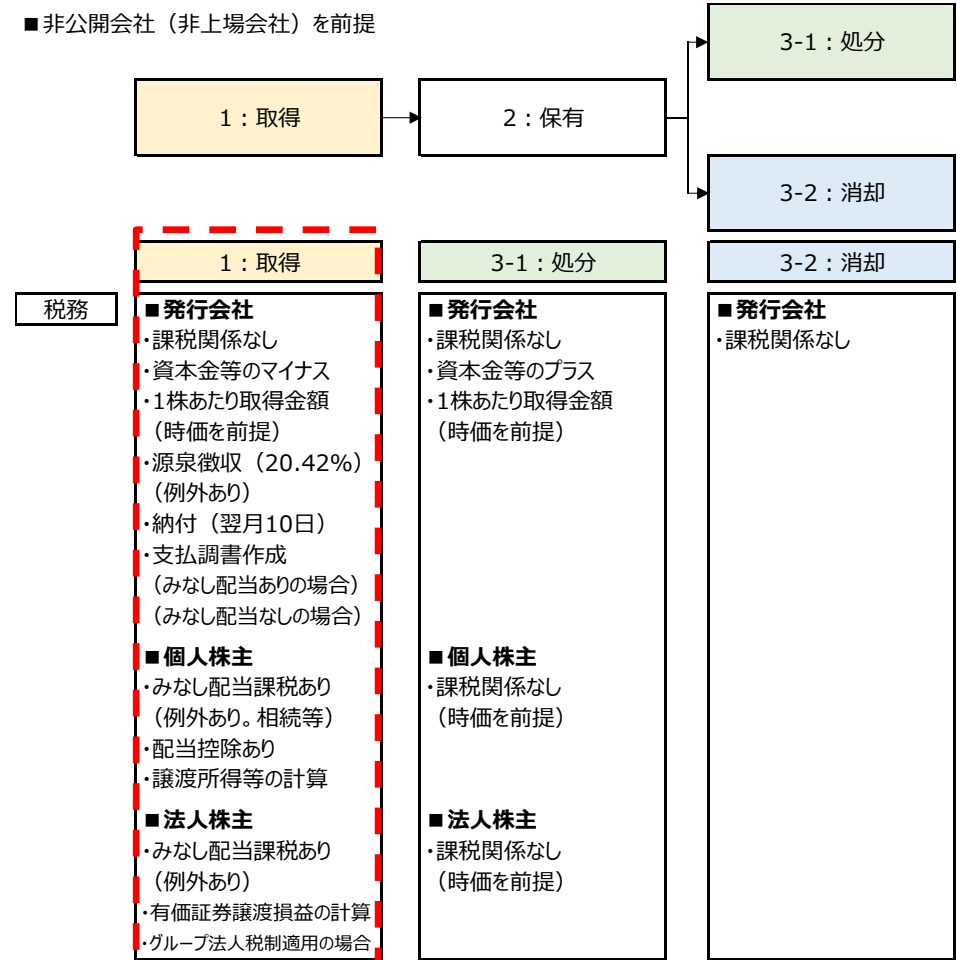
1. 株主総会の特別決議（特定の株主からの取得：会社法309②二）
2. 財源規制（分配可能額：会社法461①）
 - 会社法上の規制あり
3. 売主追加請求（会社法160③）
 - 本ケースでは、他の株主が母のみであるため、検証の必要性なし
4. 財源確保
 - 運転資金を財源NG
 - その際には、金融機関からの融資を検討する
 - 母がキャッシュを保有していれば、長男への貸付けという選択もある
ただし、親族内借入を返済するために金庫株実行という選択が必要
 - **経営者が死亡退職する場合には、法人保険でレバレッジとなる**
死亡退職金、金庫株、借入金返済etc につき税効果を検討する
 - **先代経営者は勇退退職しており、法人保険は現経営者を被保険者とする**
場合には、解約等することで解約返戻金相当が法人に入る

手続まとめ

■非公開会社（非上場会社）を前提



■非公開会社（非上場会社）を前提



☑財源規制違反による自己株式取得の可否

- 会社法上、取締役の任務懈怠等の責任追及の可能性あり
- 違法配当であっても、税務上は配当として取り扱われる

☑相続後の自己株式取得でのチェック項目

- 相続税評価額で売却する場合、
相続税評価額 > 所基通59-6×1/2 であることを確認

☑処分

- 第三者割当増資：適正株価は法基通9-1-14（原則）
- 株主割当：いくらでもOK（∵株主全員に割り当てるため）

1. みなし配当課税の回避（措法9条の7）

1) 相続又は遺贈により取得した自社株

贈与で取得した自社株には適用なし

仮に元々2,000株保有しており、相続により2,000株取得し、2,000株を金庫株とした場合、元々保有している自社株を金庫株にしても相続により取得した自社株を金庫株にしたとみなされる

2) 相続税負担があること

配偶者の税額軽減特例を用いて納税負担がない配偶者では本特例は適用なし

3) 相続税の申告期限の翌日以後3年経過する日までの譲渡

相続発生日の翌日から3年10カ月以内と同様（期間制限あり）

1. みなし配当課税の回避（措法9条の7）

4) 非上場株式会社であること

上場会社株式は資金化できるため、特例適用の余地は無し

5) 発行会社へ譲渡すること（金庫株であること）

発行会社ではなく関連会社への売却には適用なし

6) 一定手続を踏むこと

この規定を適用しようとする個人は、所定の届出書とその譲渡する時までに、発行会社へ提出する必要あり。次に、この届出書の提出を受けた発行会社は、株式を譲り受けた日の翌年1月31日までに、所轄税務署へ提出する必要があります

（次ページ参照）

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（譲渡人用）

| | | | |
|---|---|---|----------|
| 発行会社受付印 | | 税務署受付印 | |
| 平成 年 月 日 | 譲渡人 | 住所又は居所 〒 電話 - - (フリガナ) 氏 名 個人番号 | |
| 税務署長殿 | | | |
| 相続特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受けたいので、相続特別措置法施行令第5条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。 | | | |
| 被相続人 | 氏 名 | 死亡年月日 | 平成 年 月 日 |
| | 死亡時の住所又は居所 | | |
| 納付すべき相続税額又はその見積額 | 円 (注)納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合にはこの特例の適用はありません。 | | |
| 課税価格算入株式数 | | | |
| 上記のうち譲渡しようとする株式数 | | | |
| その他参考となるべき事項 | | | |

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（発行会社用）

| | | | |
|--|----------|--|-------------|
| 税務署受付印 | | ※整理番号 | |
| 平成 年 月 日 | 発行会社 | 所在地 〒 電話 - - (フリガナ) 名 称 法人番号 | |
| 税務署長殿 | | | |
| 上記譲渡人から株式を譲り受けたので、相続特別措置法施行令第5条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。 | | | |
| 譲り受けた株式数 | | | |
| 1株当たりの譲受対価 | | | |
| 譲受年月日 | 平成 年 月 日 | | |
| (注) 上記譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合には、当該特例の適用はありませんので、みなし配当課税を行うことになります。この場合、届出書の提出は不要です。 | | | |
| ※税務署処理欄 | 法人課税部門 | 確認印 | 資産回付 資産課税部門 |
| | | | |
| | | 通信日付印 | 確認印 番号 |
| | | 年 月 日 | |

28.06 改正

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書記載要領等

この様式は、相続特別措置法第9条の7の規定の適用を受ける場合に、相続特別措置法施行令第5条の2第2項の規定に基づき譲渡人が発行会社を経由して提出する書面と、同条第3項の規定に基づき発行会社が前記書面を添付して提出する書面との兼用様式になっていますので、切り離さず提出してください。

I 譲渡人用の記載要領

- 譲渡人の「住所又は居所」、「氏名」及び「個人番号」の各欄には、相続特別措置法第9条の7第1項《相続財産に係る株式をその発行した上場株式等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例》の規定の適用を受けようとする者の住所又は居所、氏名及び個人番号を記載してください。
- 被相続人の「氏名」、「死亡時の住所又は居所」及び「死亡年月日」の各欄には、相続特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受けようとする者の被相続人の氏名及び死亡の時にける住所又は居所並びに死亡年月日を記載してください。
- 「納付すべき相続税額又は見積額」欄には、相続特別措置法第9条の7第1項に規定する特例の適用を受けようとする非上場株式の取得の基因となった相続又は遺贈につき、その非上場株式を発行会社に譲渡しようとする人が納付すべき相続税額又はその見積額を記載してください。
(注) 納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合には、この特例の適用はありません。この場合、届出書の提出も不要です。
- 「課税価格算入株式数」及び「上記のうち譲渡しようとする株式数」の各欄には、相続特別措置法施行令第5条の2第2項《相続財産に係る株式をその発行した上場株式等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例》に規定する課税価格算入株式の数及び当該課税価格算入株式のうち当該非上場会社に譲渡しようとするものの数を記載してください。

II 発行会社用の記載要領

- 発行会社の「所在地」、「名称」及び「法人番号」の各欄には、相続特別措置法施行令第5条の2第2項の規定により書面の提出を受けた非上場会社の所在地、名称及び法人番号を記載してください。
- 「譲り受けた株式数」、「1株当たりの譲受対価」及び「譲受年月日」の各欄には、非上場会社が相続特別措置法第9条の7第1項の規定の適用を受けようとする者から譲り受けた課税価格算入株式の数及び1株当たりの譲受けの対価の額並びに当該課税価格算入株式を譲り受けた年月日を記載してください。
(注) 譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合には、この特例の適用はありませんので、譲受対価の支払いの際にみなし配当課税を行うことになります。
また、譲渡人に納付すべき相続税額が「0円」であることが、届出書の提出後に判明した場合にも、みなし配当課税を行うことになります。

「※」欄は、記載しないでください。

2. 相続税の取得費加算（措法39条）

- 1) 相続又は遺贈により取得した財産であること
贈与で取得した財産には適用なし
- 2) 相続税負担があること
配偶者の税額軽減特例を用いて納税負担がない配偶者では本特例は適用できません
- 3) 相続税の申告期限の翌日以後3年経過する日までの譲渡
相続発生日の翌日から3年10カ月以内と同様（期間制限あり）

→ 同族関係者（個人・法人への売却にも適用可能）

■ 企業との法人申告顧問契約を原則取らない、**相続・事業承継専門の税理士法人**

・当法人は企業との法人申告顧問契約を原則取らず、「相続」「事業承継」「生命保険」「不動産」を切り口に問題解決手段に特化した複合的なコンサルティング業務を展開しております。

■ **相続案件の経験は3000件超**という圧倒的な実績

・大規模な相続から小規模な相続まで多種多様な案件の経験があります。

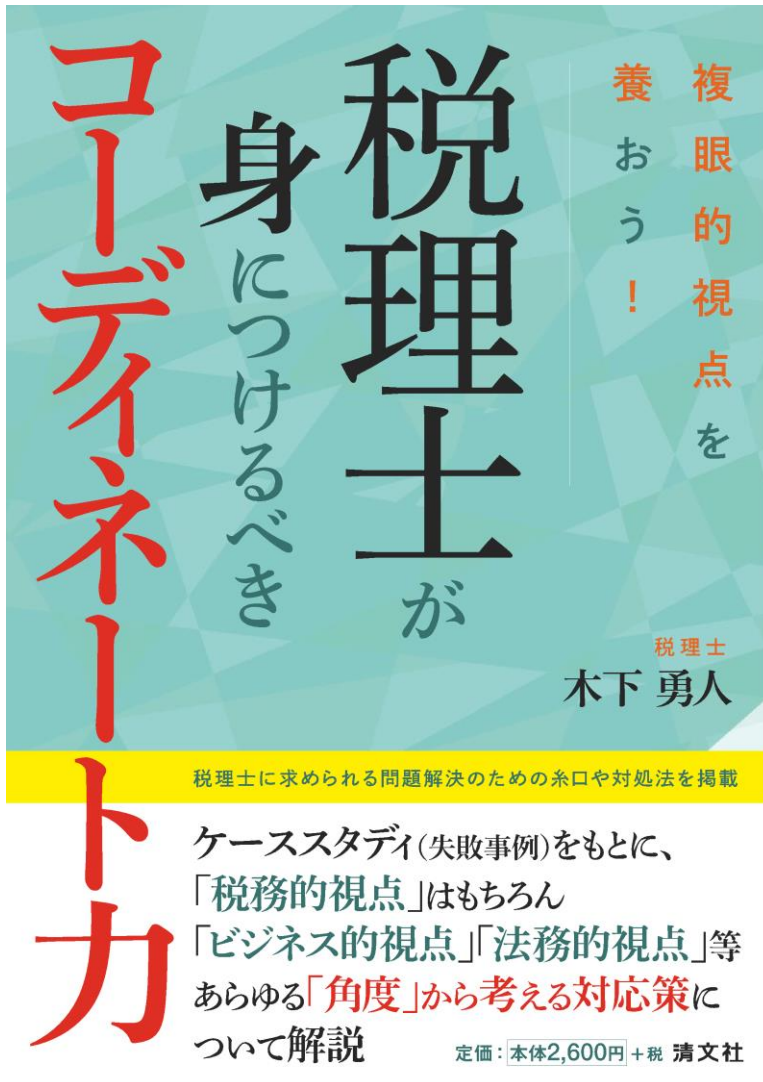


代表社員：木下 勇人

税理士
公認会計士
不動産鑑定士 第2次試験合格
宅地建物取引士
ファイナンシャル・プランナー

■ 税理士法人レディング 基本データ

〒104-0032 東京都中央区八丁堀4-1-13 宝町TATSUMIビル4F
TEL : 03-6228-3785 FAX : 03-5539-3751
URL : <https://www.leding.or.jp> Email : info@leding.or.jp



Amazon 税法部門 ランキング1位獲得!

■ 概要

税理士に求められる問題についてケーススタディをもとに、税務的視点、ビジネス的視点、法務的視点等、あらゆる角度から考える対応策について解説

■ 目次

- 第1章 総論 税理士が担うべき立ち回り (税理士の立ち位置)
- 第2章 失敗事例から学ぶ対応策
- 第3章 複眼的視点を養おう
- 第4章 特例事業承継税制の複眼的な検証

■ 著者紹介

現在は不動産オーナーを中心とする富裕層への不動産・財産コンサルティング、自社株問題を抱えるオーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開中。税理士会本会・税理士協同組合・税理士会支部・その他税理士向け研修会社・生命保険会社本部・各種不動産事業者など相続実務家に向け、相続・事業承継だけでなく生命保険・不動産・関連法務など周辺知識を交えた実務的な研修を年間150回以上行っている。

「知らなかった」では済まされない

ホントは怖い 相続の話

日本一
わかりやすい

木下勇人 相続専門税理士
Kinoshita Hayato

- 遺言書を書いておけば大丈夫
 - 財産が少ないから財産目録はいらない
 - 成年後見人を付ければ安心
- ← すべて間違い!

3000件の遺産相続に関わった
相続専門税理士が教える
「幸せなお金」の遺し方



Amazon 相続税・贈与税部門 ランキング1位獲得!

■ 概要

遺産相続の「節税」には裏ワザがある。遺産相続は、誰もが経験します。そして9割、モメます。争続から節税まで、よくある例から思わぬ例まで、家族全員が心から納得できて、金銭面でも得をする「納得相続」の方法を、相続専門税理士が日本一わかりやすくお教えします。

■ 目次

- Chapter1 「もしも」で考えるあなたの相続
- Chapter2 ハウツー本には書いてない、相続税対策の裏話
- Chapter3 それって思い込みかも!? 相続の常識 ウソ・ホント
- Chapter4 あらためて聞きたい! 相続のソボクな疑問
- Chapter5 税理士の僕がやろうと思っている相続の形

■ 著者紹介

現在は不動産オーナーを中心とする富裕層への不動産・財産コンサルティング、自社株問題を抱えるオーナー社長への事業承継コンサルティングを中心に業務を展開中。税理士会本会・税理士協同組合・税理士会支部・その他税理士向け研修会社・生命保険会社本部・各種不動産事業者など相続実務家に向け、相続・事業承継だけでなく生命保険・不動産・関連法務など周辺知識を交えた実務的な研修を年間150回以上行っている。



■ 概要

- ✓ 複眼的視点で考える相続事業承継問題と生命保険の活用法について解説
- ✓ 相続事業承継に携わる実務家にとっての問題解決の指南書
- ✓ 生命保険を活用した相続事業承継実務をQ&A（ケーススタディ）わかりやすく解説

■ 目次

第1章 相続・事業承継の本質的理解

- ・「相続」問題&「事業承継」問題の整理
- ・生命保険&遺言の有用性 など

第2章 個人保険・法人保険の本来の活用法

- ・個人保険&法人「保険」のレバレッジ効果と活用場面
- ・バレンタインショック後の生命保険活用

第3章 Q&Aで検討する相続・事業承継実務と生命保険活用の連携

- ・生命保険の法的性格と遺産分割の可否
- ・小規模宅地等の特例と生命保険
- ・遺留分侵害額請求と生命保険
- ・配偶者居住権と生命保険
- ・事業承継税制と生命保険

上記含む、相続・事業承継実務と生命保険の活用法についてQ&A20を掲載